

就学校の指定について

1 就学校の指定

市町村教育委員会は、市町村内に小学校（中学校）が2校以上ある場合、就学予定者が就学すべき小学校（中学校）を指定することとされています。（学校教育法施行令第5条）

2 指定通学区域

（1）小学校の指定通学区域

学校名	指定通学区域
大岳小学校	仲村渠、具志川、仲地、山里、上江洲（久間地）、西銘
清水小学校	北原、大原、鳥島、仲泊、大田、兼城
久米島小学校	山城、儀間、嘉手苅
仲里小学校	宇根（泊）、謝名堂、比嘉、真我里、銭田、島尻、奥武
美崎小学校	真謝、宇根、宇根（真泊）
比屋定小学校	宇江城、比屋定、阿嘉（上、下）

（2）中学校の指定通学区域

学校名	指定通学区域
久米島西中学校	仲村渠、具志川、仲地、山里、上江洲（久間地）、西銘、北原、大原、鳥島、仲泊、大田、兼城、宇江城、比屋定、阿嘉（上、下）
球美中学校	真謝、宇根、宇根（真泊）、宇根（泊）、謝名堂、比嘉、真我里、銭田、島尻、奥武、山城、儀間、嘉手苅

（3）幼稚園は、中学校の指定通学区域の規定を準用します。

3 就学校の変更について

教育委員会から指定された就学校が、子どもの状況等に合致しない場合において、保護者の申立により、教育委員会が相当と認めるときには、町内の他の学校に変更することができます。

（1）留守家庭

- ① 両親共働きのため、親戚等に預けられている場合
- ② 両親共働きによる日中留守家庭のため、保護者の職場で預かる場合
- ③ 保護者の通勤途中にある学校を希望する場合 ※注意：学童に入所できない合理的な理由があると認められる場合に限る。

（2）転居予定

- ① 家屋の建築中で入居が確実な場合
- ② アパートや町営住宅等への入居が確実な場合

（3）兄弟関係

指定校変更が許可された児童生徒に兄弟姉妹がいる場合

（4）教育的配慮が必要な場合

教育長が教育的配慮と認めた場合（いじめ・不登校・その他複合的な理由）

変更を希望する場合は、久米島町公式ホームページから「指定校変更許可基準」をご確認いただき、事前にご相談ください。



久米島町 HP

お問い合わせ 教育委員会 ☎985-2287